

身延町第3次障害者基本計画（案）に関する意見募集の結果について

●意見募集は終了しました。

●令和6年2月26日（月）～3月17日（日）の期間、意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

実施したパブリックコメント（意見募集）の内容は次のとおりでした。

■趣旨

本町では、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めるため、平成31年3月に「助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくる」の理念のもと、①地域共生社会の実現、②自立支援、意思決定支援の推進、③安心・安全の確保、④差別の解消及び権利擁護の推進という4つの基本目標を掲げた「身延町第2次障害者基本計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。令和6年3月に計画期間が終了することに伴い、「身延町第3次障害者基本計画」の策定を進めています。

この度、本計画の素案がまとまりましたので、町民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集します。

■募集対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に在勤、在学の方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人、法人、団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

■身延町第3次障害者基本計画（案）

身延町第3次障害者基本計画（案）に対する意見書

資料については、意見募集期間中は身延町ホームページ及び下記公表場所でも閲覧することができます。

〈公表の方法〉

中富すこやかセンター、身延支所、下部支所、久那土出張所、古関出張所

■意見募集期間

令和6年2月26日（月）～3月17日（日）

■提出方法

- 1 窓口提出 各公表場所（平日のみ・午前9時から午後5時）
- 2 身延町役場 福祉保健課 福祉担当まで郵送（3月17日必着）
- 3 FAX 0556 - 20 - 4554
- 4 Eメール fukushi@town.minobu.lg.jp

※FAX 及びEメールは期限内であれば、いつでも受付可能です。

■記載要領

- 1 「住所」、「氏名（ふりがな）」、「電話番号」欄は必ずご記入ください（記載がない場合は、無効となります。年齢と性別の記入は任意です）。なお、住所、氏名、等の個人情報を公表することはありません。
- 2 「意見・提言の内容」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見・提言の趣旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見等として取り扱うことが困難な場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することもあります。

■意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日、町ホームページで公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名（ふりがな）、電話番号の記載のないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施期間が判断するもの

■提出先・お問い合わせ

〒409-3304 身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内
身延町役場 福祉保健課 福祉担当 電話：0556 - 20 - 4611